2　競争参加資格
⑴～⑾　第１号　１⑴～⑾に同じ
3　総合評価に関する事項
⑴～⑸　第１号　３⑴～⑸に同じ
4　入札手続等
⑴～⑸　第１号　４⑴～⑸に同じ
⑹　第１号　４⑹に同じ
①～②　第１号　４⑹①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年９月19日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成25年９月25日午前11時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。
5　その他
⑴～⑱　第１号　５⑴～⑱に同じ
6　Summary
⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Sanryou Suimon Taishintaisaku (H25).
⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年６月 20 日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部　本部長　大谷　幸生
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新川防災公園・多機能複合施設（仮称）建築その他工事
⑶　工事場所　東京都三鷹市新川六丁目
⑷　工事内容　建築工事、土木工事及び造園工事　鉄筋コンクリート造（一部、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）地下２階、地上５階建　多機能複合施設、屋内スポーツ施設、延べ床面積　約23,600㎡
⑸　工期　平成25年９月から平成28年７月まで（予定）
⑹　追加工事　なし
⑺　工事実施形態
①　本工事の入札等は紙により行う。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
③　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
④　当公募は以下を停止条件とする。なお、以下の停止条件が成就しないことにより、入開札を行わない場合は、当機構は、これによって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
イ　平成25年６月末日頃に三鷹市において開会される三鷹市市議会において、多機能複合施設（仮称）整備事業に関する委託契約の締結が承認されることを停止条件とする。
2　競争参加資格　次の⑴から⑮に掲げる条件をすべて満たしていること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について、建築工事の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）また、客観点数が1,200点以上の単独企業又は客観点数が1,200点以上の代表者と代表者以外の構成員の客観点数が1,150点以上からなる特定建設工事共同企業体とする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から上記１⑶に示した工事（以下「本工事」という。）の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑸　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑹　当機構東日本賃貸住宅本部（旧東日本支社及び所管事務所を含む。）発注工事の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑺　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
⑻　次の①又は②に掲げる条件を満たす者とする。
①　単独申し込みの場合は、平成15年４月１日以降、上記に示す掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませた、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新築工事で次のａ、ｂ、ｃの施工実績を全て有すること。（ただし、ａ、ｂ、ｃはそれぞれ別物件でよい。）
ａ　延床面積9,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館、武道館、屋内プール又は屋内競技場等）建築物
ｂ　延床面積7,000㎡以上の免震建築物
ｃ　地下掘削が深さ11m以上部分の水平投影面積4,000㎡以上の建築物
（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が50％以上の工事に限る。）。
②　共同申し込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を全て満たす者とする。
イ　共同企業体の代表者は、上記２⑻①の条件を全て満たす者とする。
ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる条件を満たす者とする。
平成15年４月１日以降、上記に示す掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませた、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延床面積6,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館、武道館、屋内プール又は屋内競技場等）建築物の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が30％以上（２社）、20％以上（３社）の場合のものに限る。）。
⑼　施工体制に関し、次の要件を備えていること。
①　会社として、「かし処理体制」が整備されていること。
②　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制をとることができること。
⑽　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。（共同申し込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）
①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　単独申し込み又は共同企業体の代表者は、平成15年４月１日以降、上記に示す掲示日の前日までの期間に、元請として上記２⑻①ａに掲げる同種工事において、現場従事経験を有する者であること。共同企業体の代表者以外は、平成15年４月１日以降、上記に示す掲示日の前日までの期間に、元請として上記２⑻②ロに掲げる同種工事において、現場従事経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定技術者は、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
⑾　平成23年４月１日以降に当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。